破産債権の届出期間及び一般調査期日

特別清算開始

令和８年（ヒ）第５号

群馬県高崎市上並榎町１１１１番地７
清算株式会社　株式会社シャクナゲ
代表清算人　星野和子
１　決定年月日　令和８年６月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（ヒ）第２０１７号

東京都文京区音羽１丁目２番３号
清算株式会社　株式会社キングインターナショナル
代表清算人　遠藤　　潤
１　決定年月日　令和８年６月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第４号

岡山県倉敷市水島海岸通二丁目１番１０号
清算株式会社　株式会社高砂商会
代表清算人　仁科慎太郎
１　決定年月日　令和８年６月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者仁科船舶商会株式会社に対し、協定債権のうち、令和８年４月２日、すなわち特別清算開始決定日の前日までの原因に基づいて生じた債権合計金211,860,110円を弁済対象債権として確認する。
２　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、清算株式会社が保有する現金及び預金合計53,125円から、本特別清算手続及び清算事務の遂行に必要な費用を控除した残額を、一括して弁済する。
３　前項の控除対象費用は、振込手数料、郵券、公告費用、清算事務に必要な実費、公租公課の有無及び金額の確認に必要な費用、その他本特別清算手続及び清算事務の遂行に必要かつ相当な費用とする。
４　第２項の控除対象費用の総額が清算株式会社の保有する現金及び預金の合計額に達し、又はこれを超える場合には、清算株式会社は、協定債権者に対する協定弁済を行わない。この場合であっても、協定債権者は、本協定認可決定の確定を条件として、清算株式会社に対する協定債権の全部を免除する。
５　第２項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、第３項の控除対象費用に含める。
６　清算株式会社は、第２項の弁済に先立ち、協定債権者に対し、控除対象費用の明細及び支払資料を提示する。
７　協定債権者は、第２項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額211,860,110円から第２項に基づく弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
８　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から換価及び分配に必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対して追加弁済する。この場合において、協定債権者が前項により行った債務の免除は、追加弁済された金額の限度において効力を失うものとする。